

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における市税の税制上の措置について

1・2
1・3
4・5
...
松本
本
税務課
税務課市民税係
松井田
本
税務課諸税証明係
内線1063
(内線1064)
住民福祉課
税務保険係
(内線2122)

1、中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋に係る固定資産税などの軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある中小事業者に対して、令和3年度課税に限り、償却資産および事業用家屋に係る固定資産税および都市計画税の課税標準を2分の1またはゼロとする軽減措置が決まりました。

令和2年2月～10月までの連続する3ヶ月間の売上高が前年の同期間と比べ		償却資産および事業用家屋に対する課税標準の特例率
30%以上減少している者	50%未満減少している者	ゼロ
50%以上減少している者	50%未満減少している者	2分の1
30%以上減少している者	50%未満減少している者	ゼロ
30%以上減少している者	50%未満減少している者	2分の1

- 令和3年1月31日までに認定経営革新等支援機関等(※)の認定を受けて市に申告した者に適用します。
- （※）税務、財務などの専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関(税理士、公認会計士、弁護士、商工会議所、商工会連合会など)
- 詳しくは中小企業庁のホームページをご覧ください。
- 償却資産申告書送付の際にもご案内を予定しています(12月上旬頃予定)。

<参考>申請の流れ(法人の場合)

○中小事業者等であることの確認

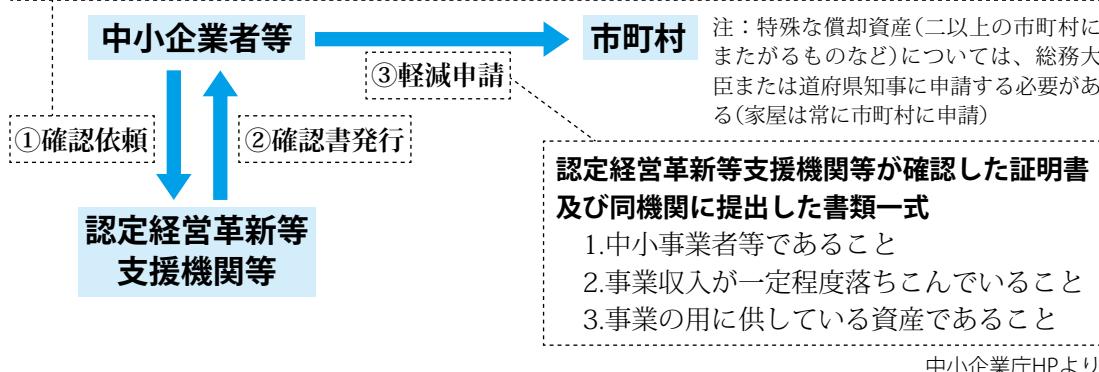
- ・資本金を登記簿謄本の写し等で確認
- ・大企業の子会社でない旨を誓約書で確認
- ・性風俗関連特殊営業を行っていない旨を誓約書で確認

○事業収入の減少の確認

2020年2月～10月までの連続する3ヶ月の期間の事業収入が前年同期間と比べ30%or 50%以上減少していることを会計帳簿等で確認。

○特例対象家屋の居住用・事業用割合の確認

特例の対象資産について事業用の部分を所得税青色・白色申告決算書、収支内訳書等を用いて確認



中小企業庁HPより

2、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者などを支援する観点から、生産性向上特別措置法に基づく先端設備などの対象資産に、一定の事業用家屋および構築物が追加されました。要件を満たした資産を新規取得した場合、該当資産に係る固定資産税の課税標準額が3年間ゼロになります(設備等導入計画の認定申請については松地域創造課商工労働係(内線2621)へお問い合わせください)。

3、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長について

軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置を6ヶ月延長し、令和3年3月31日までに取得したものも対象となります。

4、文化芸術・スポーツイベントを中止などした主催者に対する払戻請求権を放棄した観客などへの寄附金控除の適用について

政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止などした主催者に対し、観客などが入場料などの払戻しを請求しなかつた場合には、放棄した金額を寄附金控除の対象とします。

5、住宅ローン控除の適用要件の弾力化について

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延などによって住宅への入居が遅れた場合でも、期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件を弾力化します。